

仕様書

1 修繕名称

研究棟空調設備取替修繕

2 履行場所

沖縄県糸満市字真壁820番地 沖縄県農業研究センター研究棟内

3 履行期間

契約締結の日 ～ 令和8年12月28日（月曜日）まで

4 修繕内容

- (1) 研究棟に設置している修繕の対象となる既存の空調設備については、製造から20年以上が経過しており、必要な部品等の供給がないことから、既存機種（機器）等の後継機種と同等品以上への取り替えを行う。
- (2) 取り替えにあたっては、取替対象機器以外の既設空調設備（冷媒配管・ドレン配管等）を再利用するものとし、機種の選定・取り替え工事にあたっては不具合なく設置、接続、稼働できるものとする。
- (3) 必要に応じ既設配管のクリーニングを行うものとする。
- (4) 取替修繕の対象となる既存の機器が氷蓄熱槽や集中制御機器へ接続されている場合、取り替えにあたっては接続しないものとする。
- (5) 取替修繕にあたり接続しないこととなった既存の氷蓄熱槽は撤去・処分すること。
- (6) 同等品の参考機種（仕様・規格）等の詳細については別添「数量表」及び「図面」参照。

5 留意事項

- (1) 安全確保のため、現場代理人の指揮のもと安全作業を徹底し、災害の防止に努めること。
- (2) 本修繕に必要とされる機材・車両・燃料費・消耗品等は本業務に含まれるものとする。
- (3) 本修繕に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分することとし、適切に処理したことを示す証拠書類を提出すること。また、その費用は本業務に含まれるものとする。
- (4) フロンの回収・充填等を行った場合は、フロン排出抑制法に基づき適切に処理す

ることとし、適切に処理したことを示す証拠書類を提出すること。また、その費用は本業務に含まれるものとする。

- (5) 本修繕に必要とされる光熱水費に要する手続きや手配は受注者で行うものとし、その費用は受注者負担とする。ただし、施設内の電気設備や給排水設備を利用する必要がある場合において、発注者の許可を得たものについてはこの限りではない。
- (6) 工程に関しては、施設の一般業務に支障の無いよう発注者と十分に協議を行い、工程表の作成や修繕の実施を行うこと。なお、履行期間に関わらず可能な限り早期に修繕を完了するよう努めること。
- (7) 本修繕の実施は、土日・祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。

6 提出書類

(1) 着手時関係書類

- ①工程表（任意様式）
- ②主任技術者の免状等写し
- ③材料承諾願（任意様式）

※使用する資機材が、仕様書で定める同等品以上の品質及び性能を有することの証明となる資料を、資機材の発注前に担当職員に提出して承諾を得ること。

(2) 作業完了後

- ①納品書
- ②作業報告書
(施工前・完成写真、試運転結果報告書、各種保証書、取扱説明書等)
- ③上記5(3)及び(4)に関する書類
- ④請求書

(3) その他発注者が求める書類